

確定申告・住民税申告に係る要介護（要支援）認定者の所得控除

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

「九重町障害者控除対象者認定書」及び「おむつ代の医療費控除のための確認書」が必要な方またはその扶養者の方は、介護被保険者証・印鑑を持参のうえ健康福祉課（役場1階）まで申請してください。

要介護認定者に対する障害者控除

障害者手帳等をお持ちでなくても、障害者控除に該当する場合があります。

該当となる方には所得税や住民税の控除を受けるための、「九重町障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象となる方

介護保険制度で要介護認定を受けた満65歳以上の方で、介護認定の審査資料が一定の要件を満たす方

おむつ代にかかる医療費控除

確定申告の際には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

2年目以降の手続き簡素化

おむつ代にかかる医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても、九重町が発行する「おむつ代の医療費控除のための確認書」をもって代用することができます。対象となる方は、要介護（要支援）認定を受けており、介護認定の審査資料が一定の要件を満たした方です。

日田税務署確定申告会場への来場を検討されている方へ

— 確定申告の時期はもう間近です。事前準備はお早目に !! —

申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ▶ 入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- ▶ 会場で当日配付（当日分のみ配付）しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
 - ・LINE公式アカウントからの事前発行は、1月11日以降、順次サービス開始予定。
 - ・LINEホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索して友達追加できます。
- ▶ 入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ▶ 申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。



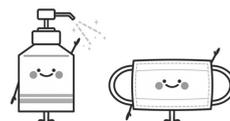
▲国税庁HP

ご自宅から申告できる e-Tax をぜひご利用ください

- ▶ 申告国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」の利用や手書きでの申告書作成により郵送で提出する方法、e-Tax（スマートフォンからも可能）で電子申告をする方法等により、ご自身で申告が行えます。詳しくは国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。

確定申告会場における感染防止対策について

- 入場時の検温
- マスクの着用、手指消毒
- 少人数での来場



【日田税務署 申告会場】

開設期間 2月16日(水)～3月15日(火) 土・日・祝日を除く

受付時間 午前9時～午後4時まで（入場整理券の当日配付分は、状況により早めに終了する場合があります）

申告・納付期限 所得税・贈与税 3月15日（火）
個人事業者にかかる消費税 3月31日（木）



★日田税務署（☎0973-23-2136）※自動音声案内
確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。（1/14～3/15）